

○群馬県環境影響評価条例施行規則

平成十一年五月三十一日規則第四十三号

改正

平成一二年一二月一一日規則第一三二号
平成一三年 七月一〇日規則第五三号
平成一五年 三月一一日規則第五号
平成一六年一二月一六日規則第七一号
平成一七年 三月三一日規則第六四号
平成一八年 三月二四日規則第二六号
平成二四年 八月一〇日規則第四二号
平成二五年 三月二九日規則第四四号
平成二五年 七月三〇日規則第五三号
平成二五年十一月二二日規則第六七号
平成二七年 五月二六日規則第四八号
平成二八年 三月二二日規則第二六号
令和 元年 六月一八日規則第六号
令和 四年 三月一五日規則第八号

群馬県環境影響評価条例施行規則をここに公布する。

群馬県環境影響評価条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 第一種事業に係る環境影響評価に関する手続等

第一節 第一種事業方法書の作成等（第六条—第十四条）

第二節 第一種事業準備書の作成等（第十五条—第三十五条）

第三節 第一種事業評価書の作成等（第三十六条—第四十条の二）

第三章 第二種事業に係る環境影響評価に関する手続等

第一節 第二種事業方法書の作成等（第四十一条—第四十四条）

第二節 第二種事業準備書の作成等（第四十五条—第四十八条）

第三節 第二種事業評価書の作成等（第四十九条—第五十三条）

第四章 対象事業の内容の修正等（第五十四条—第五十七条）

第五章 評価書の公告及び縦覧後の手続等（第五十八条—第六十六条）

第六章 法対象事業に係る事後調査等（第六十七条—第七十二条）

第七章 都市計画法の適用を受ける事業に関する特例等（第七十三条—第七十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県環境影響評価条例（平成十一年群馬県条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(第一種事業)

第三条 条例第二条第二項の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当する一の事業並びに第五条第一号の規定により第一種事業に係る環境影響評価その他の手続を実施するものとする一の事業とする。

(第二種事業)

第四条 条例第二条第三項の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄及び第四欄に掲げる要件に該当する一の事業並びに次条第一号及び第二号の規定により第二種事業に係る環境影響評価その他の手続を実施するものとする一の事業とする。

(事業の一部を配慮地域内で実施する場合の環境影響評価その他の手続)

第五条 条例別表に掲げる事業の一部を別表第一備考に掲げる配慮地域内で実施する場合の環境影響評価その他の手続は、次の各号のいずれかに定めるところによる。

- 一 実施する事業の規模が、当該事業の別表第一の第四欄に掲げる配慮地域以外における規模要件に該当する場合は、次の算式により算定した数値が一以上であるときは第一種事業に係る環境影響評価その他の手続を、一未満であるときは第二種事業に係る環境影響評価その他の手続を実施するものとする。(算式の各符号の中で用いる数値は、事業規模の要件が長さで示されるものにあつてはその長さ、面積で示されるものにあつてはその面積と、出力で示されるものにあつてはその出力と、電圧で示されるものにあつてはその電圧と、排ガス量又は排水量で示されるものにあつてはその排ガス量又は排水量と、処理能力で示されるものにあつてはその処理能力と、頭数又は羽数で示されるものにあつてはその頭数又は羽数と、高さで示されるものにあつてはその高さとする。次号において同じ。)

算式

$$\frac{A}{B} + \frac{C}{D}$$

算式の符号

- A 実施する事業の配慮地域以外における事業規模の数値
B 実施する事業に係る別表第一の第三欄に掲げる配慮地域以外における事業規模の要件のうち最低の数値
C 実施する事業の配慮地域内における事業規模の数値
D 実施する事業に係る別表第一の第三欄に掲げる配慮地域内における事業規模の要件のうち最低の数値

- 二 実施する事業の規模が、当該事業の別表第一の第四欄に掲げる配慮地域内における規模要件に該当する場合は、次の算式により算定した数値が一以上であるときは第二種事業に係る環境影響評価その他の手続を実施するものとし、一未満であるときは対象事業としないものとし、条例の規定による環境影響評価その他の手続を実施しないものとする。

算式

$$\frac{A}{B} + \frac{C}{D}$$

算式の符号

- A 実施する事業の配慮地域以外における事業規模の数値
- B 実施する事業に係る別表第一の第四欄に掲げる配慮地域以外における事業規模の要件のうち最低の数値
- C 実施する事業の配慮地域内における事業規模の数値
- D 実施する事業に係る別表第一の第四欄に掲げる配慮地域内における事業規模の要件のうち最低の数値

第二章 第一種事業に係る環境影響評価に関する手続等

第一節 第一種事業方法書の作成等

(第一種事業方法書の作成等)

第六条 条例第五条第二号に掲げる第一種事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一種事業の種類
 - 二 第一種事業の規模
 - 三 第一種事業の概要
 - 四 第一種事業が実施されるべき区域（以下「第一種事業実施区域」という。）の位置
 - 五 その他第一種事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
 - 六 第一種事業の実施に必要な許認可等
- 2 事業者は、条例第五条第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、技術指針の定めるところにより、記載しなければならない。
- 3 事業者は、第一項第四号及び前項の事項について把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図に明らかにしなければならない。
- 4 事業者は、条例第五条第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由等を明らかにしなければならない。
- 5 事業者は、条例第五十九条第一項の規定により、二以上の対象事業について併せて第一種事業方法書を作成した場合にあつては、当該第一種事業方法書において、その旨を明らかにしなければならない。
- 6 第一種事業方法書に使用する用紙の規格は、日本産業規格A列四番とし、横書、左とじとするものとする。
- 7 事業者は、第一種事業方法書のほか、その内容を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）を必要に応じて作成するものとする。

(第一種事業方法書の送付等)

第七条 条例第六条第一項に規定する第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、第一種事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

- 2 条例第六条第一項の規定による第一種事業方法書の送付は、第一種事業方法書送付書（別記様式第一号）により行うものとする。
- 3 第一種事業方法書の送付部数は、知事にあつては六十部、条例第六条第一項に規定する地域を

管轄する市町村長にあってはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の増減を事業者に指示できる。

- 4 事業者は、前条第七項の規定により磁気ディスクを作成したときは、これを第一種事業方法書と併せて知事に送付するものとする。

(第一種事業方法書の通知等)

第八条 条例第六条第二項の法令の規定に基づく許可、認可、免許その他の行為であって規則で定めるもの（以下「許認可等」という。）は、別表第二の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

- 2 条例第六条第二項の規定による通知は、別記様式第二号により行うものとする。

(第一種事業方法書についての公告の方法)

第九条 条例第七条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 県の広報紙への掲載又は掲示板への掲示
 - 二 条例第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を含む市町村（以下「第一種事業関係市町村」という。）の協力を得て、第一種事業関係市町村の公報又は広報紙への掲載又は掲示板への掲示
 - 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - 四 その他知事が認める方法
- 2 事業者は、前項の規定による公告を行った場合は、速やかに、公告事項報告書（別記様式第三号）に当該公告の写しを添えて、知事及び条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長に報告するものとする。

(第一種事業方法書の縦覧)

第十条 条例第七条の規定により第一種事業方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎その他の県の施設
- 三 第一種事業関係市町村の協力が得られた場合にあつては、第一種事業関係市町村の庁舎その他の第一種事業関係市町村の施設
- 四 その他事業者が利用できる適切な施設

(第一種事業方法書について公告する事項)

第十一条 条例第七条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種事業実施区域
- 四 条例第六条第一項の第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 第一種事業方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 第一種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(第一種事業方法書の公表)

第十一条の二 条例第七条の規定による第一種事業方法書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 県のウェブサイトへの掲載
- 三 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。

(第一種事業方法書説明会の開催)

第十一条の三 条例第七条の二第一項の規定による第一種事業方法書説明会は、当該第一種事業方法書説明会に参加する者の参集の便をできる限り考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、第一種事業方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(第一種事業方法書説明会の開催の公告)

第十一条の四 第九条の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種事業実施区域
- 四 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 第一種事業方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第十一条の五 条例第七条の二第四項の規則で定める事業者の責めに帰することができない事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により第一種事業方法書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により第一種事業方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって当該第一種事業方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(第一種事業方法書についての意見書の提出)

第十二条 条例第八条第一項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 意見書の提出の対象である第一種事業方法書の名称
- 三 第一種事業方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(第一種事業方法書についての意見の概要等の送付)

第十三条 条例第九条の規定による送付は、第一種事業方法書についての意見の概要等送付書（別記様式第四号）により行うものとする。

(第一種事業方法書についての知事の意見の提出期間)

第十四条 条例第十条第一項の規則で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べる

ため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を越えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

第二節 第一種事業準備書の作成等

(第一種事業準備書等の作成)

第十五条 第一種事業準備書には条例第十三条第一号から第七号までに掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一種事業に係る工作物及び土地の利用に関する事項
 - 二 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
 - 三 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項
 - 四 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項
 - 五 供用開始後の状態に関する事項
 - 六 その他第一種事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 条例第十三条第四号の事業者の見解は、意見の概要又は意見の項目ごとに記載するものとする。
 - 3 条例第十三条第五号に掲げる事項は、技術指針の定めるところにより選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由を記載するものとする。
 - 4 条例第十三条第六号イからニまでに掲げる事項は、技術指針の定めるところにより記載するものとする。
 - 5 事業者は、条例第五十九条第一項の規定により、二以上の対象事業について併せて第一種事業準備書を作成した場合にあっては、当該第一種事業準備書において、その旨を明らかにしなければならない。
 - 6 事業者は、第一種事業準備書のほか、条例第十四条第一項に規定する第一種事業準備書を要約した書類（第十七条、第十九条及び第二十四条において「第一種事業要約書」という。）の内容を記録した磁気ディスクを必要に応じて作成するものとする。

(第一種事業関係地域を判断するための協議)

第十六条 条例第十四条第二項の規定による協議は、第一種事業関係地域に関する協議書（別記様式第五号）により行うものとする。

(第一種事業準備書等の送付)

第十七条 条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書及び第一種事業要約書の送付は、第一種事業準備書送付書（別記様式第一号）により行うものとする。

- 2 第一種事業準備書及び第一種事業要約書の送付部数は、知事にあっては六十部、第一種事業関係市町村長にあってはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第一種事業関係市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の増減を事業者に指示できる。
- 3 事業者は、第十五条第六項の規定により磁気ディスクを作成したときは、これを第一種事業準備書と併せて知事に送付するものとする。

(第一種事業準備書についての公告の方法)

第十八条 第九条の規定は、条例第十五条の公告について準用する。この場合において、第九条第

二項中「条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書の縦覧)

第十九条 第十条の規定は、条例第十五条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第十条中「第一種事業方法書」とあるのは「第一種事業準備書及び第一種事業要約書」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書について公告する事項)

第二十条 条例第十五条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 第一種事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種事業実施区域
- 四 第一種事業関係地域の範囲
- 五 第一種事業準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 第一種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第十七条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(第一種事業準備書の公表)

第二十条の二 第十一条の二の規定は、条例第十五条の規定による公表について準用する。この場合において、第十一条の二中「第一種事業方法書」とあるのは「第一種事業準備書」と、同条第三号中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村」とあるのは「第一種事業関係地域を管轄する市町村」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書説明会の開催)

第二十一条 第十一条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による第一種事業準備書説明会について準用する。この場合において、第十一条の三中「第一種事業方法書説明会」とあるのは「第一種事業準備書説明会」と、「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「第一種事業関係地域」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書説明会の開催の公告)

第二十二条 第九条の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第二項中「条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 第十一条の四第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十一条の四第二項第四号中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「第一種事業関係地域」と、同項第五号中「第一種事業方法書説明会」とあるのは「第一種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第二十三条 第十一条の五の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の規則で定める事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十一条の五各号中「第一種事業方法書説明会」とあるのは、「第一種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

第二十四条 削除

(準備書についての意見書の提出)

第二十五条 第十二条の規定は、条例第十七条第一項の規定による意見書について準用する。この場合において、第十二条中「第一種事業方法書」とあるのは「第一種事業準備書」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書についての意見の概要等の送付)

第二十六条 条例第十八条の規定による送付は、第一種事業準備書についての意見の概要等送付書(別記様式第四号)により行うものとする。

(公聴会の開催等)

第二十七条 知事は、条例第十九条第一項に規定する公聴会(以下「公聴会」という。)を開催しようとするときは、開催の期日の二十日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 公聴会の開催の日時及び場所
 - 二 意見を聴こうとする第一種事業準備書に係る事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 三 意見を聴こうとする第一種事業準備書に係る第一種事業の名称、種類及び規模
 - 四 次条に規定する公述の申出に関する事項
 - 五 その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び第一種事業関係市町村長に通知するものとする。
- 3 知事は、次条の規定による期限までに公述の申出がなかった場合その他公聴会を開催する必要がなくなつたと認める場合には、公聴会の開催を中止するものとする。
- 4 知事は、天災その他やむを得ない理由により第一項の規定による公告の日時に公聴会を開催することができないと認める場合には、その公聴会の日時等を変更することができる。
- 5 知事は、第三項の規定により公聴会の開催を中止し、又は前項の規定により開催の日時等を変更するときは、その旨を公告するとともに、事業者及び第一種事業関係市町村長に通知するものとする。
- 6 第九条第一項の規定は、第一項及び前項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「を得て」とあるのは「を求め」と、同項第四号中「知事が認める」とあるのは「適切な」と読み替えるものとする。

(公述の申出)

第二十八条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催の期日の十日前までに、次に掲げる事項を書面により知事に申し出なければならない。

- 一 氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)
- 二 第一種事業の名称
- 三 意見の要旨及びその理由

(公述人の選定等)

第二十九条 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条の規定による申出のあった者のうちから、当該公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定するものとする。

- 2 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）をあらかじめ定めることができる。
- 3 知事は、第一項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を前条の規定による申出のあった者に通知するものとする。

（公聴会の議長）

第三十条 公聴会は、議長が主催する。

- 2 議長は、群馬県職員のうちから、知事が指名する。

（公述人の陳述）

第三十一条 公述人は、意見を述べようとするときは、知事はその意見を聴こうとする第一種事業準備書の範囲を超え、又は環境の保全の見地からの意見の範囲を超えて発言してはならない。

（公聴会の秩序維持）

第三十二条 議長は、公述人が前条の範囲を超えたとき、若しくは第二十九条第二項の規定により定められた公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その陳述を制止し、又は当該公述人の退場を命じることができる。

- 2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者があるときは、その者の退場を命じることができる。
- 3 議長は、公聴会の運営が阻害され、公聴会を続行することが不可能であると認めるときは、当該公聴会を終了することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、議長は、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。

（代理人による発言の制限）

第三十三条 公述人は、代理人に意見を述べさせることができない。ただし、あらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。

（公聴会の記録書の作成）

第三十四条 条例第十九条第二項に規定する公聴会において述べられた意見の概要を記載した書類には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- 一 公聴会の開催の日時及び場所
- 二 出席した公述人の氏名及び住所
- 三 公述人が発言した意見の内容
- 四 その他公聴会の経過に関する事項

（第一種事業準備書についての知事の意見の提出期間）

第三十五条 条例第二十条第一項の規則で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を越えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

第三節 第一種事業評価書の作成等

（第一種事業評価書等の作成）

第三十六条 事業者は、第一種事業評価書を作成する場合において、第一種事業準備書に記載され

ている事項を修正したときは、当該第一種事業準備書に記載した事項との相違点を明らかにするものとする。

- 2 事業者は、第一種事業評価書のほか、条例第二十二條に規定する第一種事業評価書を要約した書類（次条及び第三十九條において「第一種事業要約書」という。）の内容を記録した磁気ディスクを必要に応じて作成するものとする。

（第一種事業評価書等の送付）

第三十七條 条例第二十二條の規定による第一種事業評価書及び第一種事業要約書の送付は、第一種事業評価書送付書（別記様式第一号）により行うものとする。

- 2 第一種事業評価書及び第一種事業要約書の送付部数は、知事にあつては六十部、第一種事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第一種事業関係市町村長は、必要と認めたときは、送付部数の増減を事業者に指示できる。
- 3 事業者は、前条第二項の規定による磁気ディスクを作成したときは、これを第一種事業評価書と併せて知事に送付するものとする。

（第一種事業評価書についての公告の方法）

第三十八條 第九條の規定は、条例第二十三條の規定による公告について準用する。この場合において、第九條第二項中「条例第六條第一項に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

（第一種事業評価書の縦覧）

第三十九條 第十條の規定は、条例第二十三條の規定による縦覧について準用する。この場合において、第十條中「第一種事業方法書」とあるのは「第一種事業評価書及び第一種事業要約書」と読み替えるものとする。

（第一種事業評価書について公告する事項）

第四十條 第二十条第一号から第五号までの規定は、条例第二十三條の規則で定める事項について準用する。この場合において、第二十条第五号中「第一種事業準備書」とあるのは「第一種事業評価書」と読み替えるものとする。

（第一種事業評価書の公表）

第四十條の二 第十一條の二の規定は、条例第二十三條の規定による公表について準用する。この場合において、第十一條の二中「第一種事業方法書」とあるのは「第一種事業評価書」と読み替えるものとする。

第三章 第二種事業に係る環境影響評価に関する手続等

第一節 第二種事業方法書の作成等

（第二種事業方法書等の作成）

第四十一條 条例第二十五條第二号に掲げる第二種事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第二種事業の種類
- 二 第二種事業の規模
- 三 第二種事業の概要
- 四 第二種事業が実施されるべき区域（以下「第二種事業実施区域」という。）の位置
- 五 その他第二種事業の内容に関する事項であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

六 第二種事業の実施に必要な許認可等

- 2 事業者は、条例第二十五条第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、技術指針の定めるところにより、記載しなければならない。
- 3 事業者は、第一項第四号及び前項の事項について把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図に明らかにしなければならない。
- 4 事業者は、条例第二十五条第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由等を明らかにしなければならない。
- 5 事業者は、条例第五十九条第一項の規定により、二以上の対象事業について併せて第二種事業方法書を作成した場合には、当該第二種事業方法書において、その旨を明らかにしなければならない。
- 6 第二種事業方法書に使用する用紙の規格は、日本産業規格A列四番とし、横書、左とじとするものとする。
- 7 事業者は、第二種事業方法書のほか、その内容を記録した磁気ディスクを必要に応じて作成するものとする。

(第二種事業方法書の送付等)

第四十二条 条例第二十六条第一項に規定する第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、第二種事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

- 2 条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書の送付は、第二種事業方法書送付書（別記様式第一号）により行うものとする。
- 3 第二種事業方法書の送付部数は、知事にあつては六十部、条例第二十六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は条例第二十六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長は、必要と認めたときは、送付部数の増減を事業者に指示できる。
- 4 事業者は、前条第七項の規定により磁気ディスクを作成したときは、これを第二種事業方法書と併せて知事に送付するものとする。

(第二種事業方法書の通知)

第四十三条 条例第二十六条第二項の規定による通知は、別記様式第二号により行うものとする。

(第二種事業方法書についての知事の意見の提出期間)

第四十四条 条例第二十七条第一項の規則で定める期間は、九十日とする。ただし、知事は、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要があるときその他必要と認めるときは、百二十日を超えない範囲内において期間を定めるものとする。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第二節 第二種事業準備書の作成等

(第二種事業準備書等の作成)

第四十五条 第二種事業準備書には条例第三十条第一号から第六号までに掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第二種事業に係る工作物及び土地の利用に関する事項
- 二 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項

三 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項

四 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項

五 供用開始後の状態に関する事項

六 その他第二種事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 条例第三十条第三号の事業者の見解は、意見の項目ごとに記載するものとする。

3 条例第三十条第四号に掲げる事項は、技術指針の定めるところにより選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由を記載するものとする。

4 条例第三十条第五号イからニまでに掲げる事項は、技術指針の定めるところにより記載するものとする。

5 事業者は、条例第五十九条第一項の規定により、二以上の対象事業について併せて第二種事業準備書を作成した場合にあっては、当該第二種事業準備書において、その旨を明らかにしなければならない。

6 事業者は、第二種事業準備書のほか、条例第三十一条第一項に規定する第二種事業準備書を要約した書類（第四十七条において「第二種事業要約書」という。）の内容を記録した磁気ディスクを必要に応じて作成するものとする。

（第二種事業関係地域を判断するための協議）

第四十六条 条例第三十一条第二項の規定による協議は、第二種事業関係地域に関する協議書（別記様式第五号）により行うものとする。

（第二種事業準備書等の送付）

第四十七条 条例第三十一条第一項の規定による第二種事業準備書及び第二種事業要約書の送付は、第二種事業準備書送付書（別記様式第一号）により行うものとする。

2 第二種事業準備書及び第二種事業要約書の送付部数は、知事にあっては六十部、第二種事業関係市町村長にあってはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第二種事業関係市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の増減を事業者に指示できる。

3 事業者は、第四十五条第六項の規定により磁気ディスクを作成したときは、これを第二種事業準備書と併せて知事に送付するものとする。

（第二種事業準備書についての知事の意見の提出期間）

第四十八条 条例第三十二条第一項の規則で定める期間は、百二十日とする。ただし、知事は、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要があるときその他必要と認めるときは、百五十日を超えない範囲内において期間を定めるものとする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第三節 第二種事業評価書の作成等

（第二種事業評価書等の作成）

第四十九条 事業者は、第二種事業評価書を作成する場合において、第二種事業準備書に記載されている事項を修正したときは、当該第二種事業準備書に記載した事項との相違点を明らかにするものとする。

2 事業者は、第二種事業評価書のほか、条例第三十四条に規定する第二種事業評価書を要約した書類（次条及び第五十二条において「第二種事業要約書」という。）の内容を記録した磁気ディ

スクを必要に応じて作成するものとする。

(第二種事業評価書等の送付)

第五十条 条例第三十四条の規定による第二種事業評価書及び第二種事業要約書の送付は、第二種事業評価書送付書（別記様式第一号）により行うものとする。

- 2 第二種事業評価書及び第二種事業要約書の送付部数は、知事にあつては六十部、第二種事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第二種事業関係市町村長は、必要と認めたときは、送付部数の増減を事業者に指示できる。
- 3 事業者は、前条第二項の規定による磁気ディスクを作成したときは、これを第二種事業評価書と併せて知事に送付するものとする。

(第二種事業評価書についての公告の方法)

第五十一条 条例第三十五条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 県の広報紙への掲載又は掲示板への掲示
 - 二 条例第二十六条第一項の規定を適用した場合における同項の範囲であると認められる地域を含む市町村（以下「第二種事業関係市町村」という。）の協力を得て、第二種事業関係市町村の公報又は広報紙への掲載又は掲示板への掲示
 - 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - 四 その他知事が認める方法
- 2 事業者は、前項の規定による公告を行った場合は、速やかに、公告事項報告書（別記様式第三号）に当該公告の写しを添えて、知事及び第二種事業関係市町村長に報告するものとする。

(第二種事業評価書の縦覧)

第五十二条 条例第三十五条の規定により第二種事業評価書及び第二種事業要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎その他の県の施設
- 三 第二種事業関係市町村の協力が得られた場合にあつては、第二種事業関係市町村の庁舎その他の第二種事業関係市町村の施設
- 四 その他事業者が利用できる適切な施設

(第二種事業評価書について公告する事項)

第五十三条 条例第三十五条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第二種事業の名称、種類及び規模
- 三 第二種事業実施区域
- 四 第二種事業関係地域の範囲
- 五 第二種事業評価書の縦覧の場所、期間及び時間

第四章 対象事業の内容の修正等

(条例第二十一条第一項第一号又は第三十三条第一項第一号の規則で定める軽微な修正等)

第五十四条 条例第二十一条第一項第一号又は条例第三十三条第一項第一号の規則で定める軽微な修正は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる諸元

の修正であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域又は条例第二十六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるもの並びに当該修正前の第二種事業が当該修正後において第一種事業になるものを除く。）とする。

2 条例第二十一条第一項第一号又は条例第三十三条第一項第一号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる諸元の修正以外の修正

三 その他環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域又は条例第二十六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（条例第三十七条第一項ただし書の規則で定める軽微な修正等）

第五十五条 前条の規定は、条例第三十七条第一項ただし書の規則で定める軽微な修正及び同項ただし書の規則で定める修正について準用する。

（事業内容の修正の場合の通知及び公告）

第五十六条 条例第三十七条第二項ただし書の規定による通知は、事業内容の修正通知書（別記様式第六号）により行うものとする。

2 第九条の規定は、条例第三十七条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「第一種事業関係市町村」とあるのは「第一種事業関係市町村又は第二種事業関係市町村」と、同条第二項中「条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長若しくは第一種事業関係市町村長又は条例第二十六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長若しくは第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

3 条例第三十七条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 修正年月日

四 修正の内容

五 修正の理由

（対象事業の廃止等の通知及び公告）

第五十七条 条例第三十八条第一項の規定による通知は、対象事業の廃止等通知書（別記様式第七号）により行うものとする。

2 第九条の規定は、条例第三十八条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「第一種事業関係市町村」とあるのは「第一種事業関係市町村又は第二種事業関係市町村」と、同条第二項中「条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長若しくは第一種事業関係市町

村長又は条例第二十六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長若しくは第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

- 3 条例第三十八条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 条例第三十八条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
 - 四 条例第三十八条第一項第三号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第五章 評価書の公告及び縦覧後の手続等

（条例第三十九条第二項の規則で定める軽微な変更等）

第五十八条 条例第三十九条第二項の規則で定める軽微な変更は、別表第四の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域又は条例第二十六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を越えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるもの並びに当該変更前の第二種事業が当該変更後において第一種事業になるものを除く。）とする。

- 2 条例第三十九条第二項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 前項に規定する変更
 - 二 別表第四の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
 - 三 その他環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域又は条例第二十六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合の公告）

第五十九条 第九条の規定は、条例第三十九条第四項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「第一種事業関係市町村」とあるのは「第一種事業関係市町村又は第二種事業関係市町村」と、第九条第二項中「条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

- 2 条例第三十九条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
 - 四 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告)

第六十条 第九条の規定は、条例第四十条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「第一種事業関係市町村」とあるのは「第一種事業関係市町村又は第二種事業関係市町村」と、同条第二項中「条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 条例第四十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 条例第四十条第二項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

(長期間未着手の場合の工事に係る届出)

第六十一条 条例第四十一条第二項の規定による届出は、工事着手予定届出書（別記様式第八号）により行うものとする。

(事後調査報告書等)

第六十二条 事業者は、条例第四十四条第一項に規定する事後調査報告書を作成したときは、その内容を記録した磁気ディスクを必要に応じて作成するものとする。

- 2 条例第四十四条第一項の規定による事後調査報告書の送付は、事後調査報告書送付書（別記様式第九号）により行うものとする。
- 3 事後調査報告書の送付部数は、知事にあつては六十部、第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事、第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の増減を事業者に指示できる。
- 4 事業者は、第一項の規定により磁気ディスクを作成したときは、これを事後調査報告書と併せて知事に送付するものとする。

(事後調査報告書についての公告及び縦覧)

第六十三条 第九条の規定は、条例第四十四条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「第一種事業関係市町村」とあるのは「第一種事業関係市町村又は第二種事業関係市町村」と、同条第二項中「条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 第十条の規定は、条例第四十四条第二項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第十条中「第一種事業方法書」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第三号中「第一種事業関係市町村」とあるのは「第一種事業関係市町村又は第二種事業関係市町村」と読み替えるものとする。

3 条例第四十四条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業を実施する区域
- 四 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(事後調査報告書の公表)

第六十三条の二 第十一条の二の規定は、条例第四十四条第二項の規定による公表について準用する。この場合において、第十一条の二中「第一種事業方法書」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第三号中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村」とあるのは「第一種事業関係市町村又は第二種事業関係市町村」と読み替えるものとする。

(工事着手の届出等)

第六十四条 条例第四十四条第三項の規定による対象事業に係る工事の着手又は工事の完了の届出は、工事着手（完了）届出書（別記様式第十号）により行うものとする。

(身分証明書)

第六十五条 条例第四十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第十一号）のとおりとする。

(公表の方法等)

第六十六条 条例第四十六条第二項の規定による公表は、群馬県報への掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第四十六条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称及び対象事業を実施する区域
- 三 公表の理由
- 四 その他知事が必要と認める事項

第六章 法対象事業に係る事後調査等

第六十七条 削除

(法対象事業事後調査報告書等の送付)

第六十八条 条例第五十六条第一項の規定による法対象事業事後調査報告書の送付は、法対象事業事後調査報告書送付書（別記様式第九号）により行うものとする。

2 法対象事業事後調査報告書の送付部数は、知事にあつては六十部、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十五条に規定する関係市町村長（以下「法対象事業関係市町村長」という。）にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事及び法対象事業関係市町村長は、必要と認めたときは、送付部数の増減を法対象事業者に指示できる。

3 法対象事業者は、法対象事業事後調査報告書の内容を記録した磁気ディスクを作成したときは、これを法対象事業事後調査報告書と併せて知事に送付するものとする。

第六十九条 削除

(工事着手の届出等)

第七十条 条例第五十六条第二項の規定による法対象事業に係る工事の着手又は工事の完了の届出は、工事着手（完了）届出書（別記様式第十号）により行うものとする。

(身分証明書)

第七十一条 条例第五十七条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第十一号）のとおりとする。

(公表の方法等)

第七十二条 第六十六条の規定は、条例第五十八条第二項の規定による公表について準用する。この場合において、第六十六条第二項第一号中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法対象事業」と読み替えるものとする。

第七章 都市計画法の適用を受ける事業に関する特例等

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え等)

第七十三条 条例第六十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第五条から第四十二条まで（条例第三十八条第一項第三号及び第二項並びに第四十一条を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第一種事業に	第一種事業が都市計画法（昭和三十四年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業（以下「第一種事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業（以下「第一種都市計画事業」という。）に
第五条第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第五条第二号から第四号まで	第一種事業	第一種都市計画事業
第六条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種事業に	第一種都市計画事業に
第六条第二項	当該第一種事業	当該第一種都市計画事業
第七条、第七条の二第一項から第四項まで、第八条第一項、第九条及び第十条第一項	事業者	都市計画決定権者
第十一条、第十二条	事業者	都市計画決定権者
	第一種事業	第一種都市計画事業

第十三条各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第一種事業に	第一種都市計画事業に
第十三条第四号	事業者	都市計画決定権者
第十三条第六号ニ	第一種事業	第一種都市計画事業
第十四条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第一種事業に	第一種都市計画事業に
第十四条第二項、第十五条、第十六条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第一項及び第二項	事業者	都市計画決定権者
第二十一条第一項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第一種事業に	第一種都市計画事業に
第二十一条第二項各号列記以外の部分及び第五号	事業者	都市計画決定権者
第二十二条	事業者	都市計画決定権者
	及び第一種事業関係市町村長	、第一種事業関係市町村長及び第六十条第一項の事業者
第二十三条	事業者	都市計画決定権者
第二十五条各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第二種事業に	第二種事業が都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業（以下「第二種事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第二種事業（以下「第二種都市計

		画事業」という。)に
第二十五条第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第二十五条第二号から第四号まで	第二種事業	第二種都市計画事業
第二十六条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第二種事業に	第二種都市計画事業に
第二十六条第二項	当該第二種事業	当該第二種都市計画事業
第二十七条第一項	事業者	都市計画決定権者
第二十八条、第二十九条	事業者	都市計画決定権者
	第二種事業	第二種都市計画事業
第三十条各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第二種事業に	第二種都市計画事業に
第三十条第三号	事業者	都市計画決定権者
第三十条第五号ニ	第二種事業	第二種都市計画事業
第三十一条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第二種事業に	第二種都市計画事業に
第三十一条第二項及び第三十二条第一項	事業者	都市計画決定権者
第三十三条第一項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第二種事業に	第二種都市計画事業に
第三十三条第二項各号列記以外の部分及び第三号	事業者	都市計画決定権者
第三十四条	事業者	都市計画決定権者
	及び第二種事業関係市町村長	、第二種事業関係市町村長及び第六十条第一項の事業者
第三十五条	事業者	都市計画決定権者
第三十七条第一項	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して第一種事業等又は第二

		種事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
	第一種事業	第一種都市計画事業
	第二種事業	第二種都市計画事業
第三十七条第二項	第二種事業に	第二種都市計画事業に
	第一種事業に	第一種都市計画事業に
	事業者	都市計画決定権者
第三十七条第三項	事業者	都市計画決定権者
	第二種事業	第二種都市計画事業
第三十八条第一項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	当該事業者	当該都市計画決定権者
第三十八条第一項第一号	対象事業を実施しない	第一種事業等又は第二種事業等を都市計画に定めない
第三十八条第一項第二号	対象事業	第一種都市計画事業又は第二種都市計画事業
第三十九条第一項	を行う	が行われる
第三十九条第二項	を行った	が行われた
第三十九条第三項	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
第三十九条第四項	を行って	が行われて
第四十条第一項	を行った	が行われた

2 第六条から第五十七条第三項第三号までの規定は、条例第六十条第一項の規定により都市計画決定権者が行う環境影響評価その他の手続について適用する。

(都市計画に係る手続との調整)

第七十四条 前条第一項の規定により読み替えて適用される条例第十五条又は条例第二十三条若しくは条例第三十五条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第七十五条 第七十三条第一項の規定により読み替えて適用される条例第二十三条又は条例第三

十五条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第七十三条第一項の規定により読み替えて適用される条例第五条第二号又は条例第二十五条第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第三十九条第二項及び第三項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条第二項	事業者は、第二十三条又は第三十五条	都市計画決定権者は、群馬県環境影響評価条例施行規則（平成十一年群馬県規則第四十三号。以下「施行規則」という。）第七十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十三条又は第三十五条
	第五条第二号又は第二十五条第二号	施行規則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用される第五条第二号又は第二十五条第二号
	を変更	の変更に係る都市計画の変更を
	当該変更	当該事項の変更
第三十九条第三項	第一項の規定は、第二十三条又は第三十五条	第三十九条第一項の規定は、都市計画決定権者が施行規則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十三条又は第三十五条
	第五条第二号又は第二十五条第二号	施行規則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用される第五条第二号又は第二十五条第二号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	事業者	都市計画に係る事業者
	第一項中	第三十九条第一項中「第二十三条又は第三十五条」とあるのは

		「施行規則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十三条又は第三十五条」と、
	を行い	が行われ
	行うものに限る。）」	行われるものに限る。）」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第二十一条第一項又は第三十三条第一項」とあるのは「施行規則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十一条第一項又は第三十三条第一項」

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第七十六条 事業者が条例第五条の規定により第一種事業方法書を作成してから条例第七条の規定による公告を行うまで又は条例第二十五条の規定により第二種事業方法書を作成してから条例第二十六条の規定による送付を行うまでの間において、当該第一種事業方法書又は当該第二種事業方法書に係る第一種事業等又は第二種事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者（事業者が既に条例第六条第一項の規定により当該第一種事業方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第六十条第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該第一種事業方法書又は当該第二種事業方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 3 事業者が条例第七条の規定による公告を行ってから条例第十五条の規定による公告を行うまで又は条例第二十六条第一項の規定による送付を行ってから条例第三十一条第一項の送付を行うまでの間において、これらの公告又は送付に係る第一種事業等又は第二種事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び第一種事業方法書若しくは第一種事業準備書又は第二種事業方法書若しくは第二種事業準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る第一種事業準備書又は第二種事業準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、第一種事業準備書又は第二種事業準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該第一種事業準備書又は当該第二種事業準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第六十条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該第一種事業準備書又は当該第二種事業準備書の送付を受けたときから適用する。
- 4 第二項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 5 事業者が条例第十五条の規定による公告を行ってから条例第二十三条の公告を行うまで又は

条例第三十一条第一項の規定による送付を行ってから条例第三十五条の規定による公告を行うまでの間において、第三項の都市計画につき都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第三章第三節及び第四節又は条例第四章第三節及び第四節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第六十条第一項の規定は、適用しない。

(事業者の協力)

第七十七条 条例第六十条第三項の規則で定める事業者は、次に掲げる者とする。

- 一 国及び県
- 二 特別な法律により設立された法人（国又は県が出資しているものに限る。）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、第一章及び第七十三条（第一章に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(条例附則第三項の規則で定める軽微な変更等)

- 2 第五十八条の規定は、条例附則第三項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第五十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第四中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

(条例附則第四項の規則で定める条件)

- 3 条例附則第四項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

(適用除外)

- 4 当分の間、別表第一の六の項第三欄の規定の適用については、同欄中「最大量をいう」とあるのは、「最大量をいい、自家発電施設において発生するものを除く」とする。

附 則（平成十二年十二月十一日規則第百三十二号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。（後略）

附 則（平成十三年七月十日規則第五十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月十一日規則第五号）

この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十六日規則第七十一号）

この規則は、平成十六年十二月十七日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第六十四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の五の部、六の部及び十四の部の改正規定並びに別表第二の六の部の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十四日規則第二十六号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年八月十日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第四十四号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年七月三十日規則第五十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十一月二十二日規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十六日規則第四十八号）

この規則中別表第一備考に次のように加える改正規定は公布の日から、同表備考四の改正規定は平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十二日規則第二十六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月十八日規則第六号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和四年三月十五日規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第一の五の部チの項又はりの項に該当する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、改正後の別表第一の五の部チの項又はりの項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 一 令和四年十二月三十一日までに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行った事業
 - 二 令和四年十二月三十一日までに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行った事業
 - 三 令和四年十二月三十一日までに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの
 - 四 令和四年十二月三十一日までに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の規定による許可を受け、又はその申請を行った事業
 - 五 令和四年十二月三十一日までに群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例（昭和四十八年群馬県条例第二十三号）第七条の規定による協議がなされた事業
- 3 改正後の別表第一の六の部イの項又はロの項に該当する事業であって、令和四年十二月三十一日までに電気事業法第四十八条第一項の規定による届出がなされたものについては、改正後の別表第一の六の部イの項又はロの項の規定にかかわらず、なお従前の例による。